

PPP／PFI手法の導入に係る検討結果

次の事業について、「呉市PPP／PFI手法導入優先的検討ガイドライン」に基づき検討を行った結果、PPP／PFI手法を不採用としたので、公表します。

| | |
|------|--|
| 対象事業 | 市営住宅（中央地区）集約建替事業 |
| 事業概要 | 中央地区の市営住宅「公園アパート」及び「東二河アパート」を集約化し、建て替える事業 |
| 評価内容 | <ul style="list-style-type: none">・市営住宅においては、運営・維持管理に指定管理者制度を導入する前提としており、管理業務についてはPPP／PFI手法の導入効果がない。・PPP／PFI手法による施設整備は、VFM※がほとんど発現せず、導入効果は限定的である。・PPP／PFI手法の導入により、工事着工・供用開始時期が1年以上遅くなる見込みである。これに伴い、早期に対応が求められる住環境整備に支障が出るおそれがある。 |

※ VFM (Value For Money) : 「支払に対して価値の高いサービスを供給する」という考え方であり、具体的には、従来手法で事業を実施した場合と、PFI／PFI手法で事業を実施した場合の、公共の支払額の差として計算される。